参考①（規則第７条関係）

（表）

誓　　　　約　　　　書

|  |
| --- |
| 申請者が大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第１５条第1項第１号アからケに該当しない者であることを誓約する書面  　大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「条例」という。）第１５条第１項第１号に規定する欠格要件  ア　この条例の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から３年を経過しない者  イ　第８条第２項又は第２９条の規定による必要な措置を完了していない者  ウ　第２８条第１項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から３年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る大田原市行政手続条例（平成９年条例第１号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から３年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第２８条第１項第３号又は第８号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。  エ　第２８条第１項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者  オ　特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者  カ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからオまでのいずれかに該当するもの  キ　法人でその役員又は規則で定める使用人（注１）のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの  ク　個人で規則で定める使用人（注１）のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの  ケ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第１４条第５項第２号イからヘまでに掲げる者のうち規則で定めるもの（注２）  （注１）大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「規則」という。）  　　規則第８条　条例第１５条第１項第１号キ及びクの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。  (1)　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）  (2)　前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの  　（注２）規則第９条　条例第１５条第１項第１号ケの規則で定めるものは、次に掲げる者とする。  (1)　精神の機能の障害により特定事業の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことが  できない者  　　　　　　(2)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  (3)　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者  (4)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）、大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）、騒音規制法（昭和４３年法律第９８号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和４５年法律第１３６号）、水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）、悪臭防止法（昭和４６年法律第９１号）、振動規制法（昭和５１年法律第６４号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成４年法律第１０８号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成１１年法律第１０５号）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成１３年法律第６５号）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。第３１条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の３、第２２ |

（裏)

|  |
| --- |
| ２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑  に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から３年を経過しない者  (5)　法第７条の４若しくは法第１４条の３の２（法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から３年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であった者で当該取消しの日から３年を経過しないものを含む。）  (6)　法第７条の４若しくは法第１４条の３の２又は浄化槽法第４１条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第７条の２第３項（法第１４条の２第３項及び法第１４条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から３年を経過しないもの  (7)　前号に規定する期間内に法第７条の２第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、前号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは使用人（申請者の使用人で、本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者その他これに準ずる者で市長が別に定める使用人。以下同じ。）であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の使用人であった者で、当該届出の日から３年を経過しないもの  (8)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から３年を経過しない者（以下この条において「暴力団員等」という。)  (9)　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第１号から前号までのいずれかに該当するもの  (10)　法人でその役員又はその使用人のうちに第１号から第８号までのいずれかに該当する者のあるもの  (11)　個人でその使用人のうちに第１号から第８号までのいずれかに該当する者のあるもの  (12)　暴力団員等がその事業活動を支配する者 |

申請者は、上記大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第１５条第1項第１号アからケに該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

　　　　　　住　　　　所

　　　　　　氏　　　　名

　　　　　（法人にあっては名称及び代表者の氏名）